

郡山市イメージキャラクター「がくとくん」着ぐるみ貸出要綱

平成22年 6 月 15 日 制定

平成25年 9 月 20 日 一部改正

令和元年 5 月 1 日 一部改正

[文化スポーツ部国際政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市イメージキャラクター「がくとくん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の申請)

第3条 着ぐるみの借り受けを希望する者（以下「借受者」という。）は、あらかじめがくとくん着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、借り受けしようとする日の2月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の承認)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認する。ただし、管理上必要な条件を付することができることとする。

- (1) 郡山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (5) 営利を目的とした活動に使用するとき。ただし、市のイメージ、知名度又は認知度の向上に資する活動であると市長が認めるときは、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき

2 前項の承認は、がくとくん着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により通知し、前項各号のいずれかに該当する場合は、がくとくん着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 借受者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること

- (3) 使用期限を遵守すること
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (6) そのほか特に付した条件に従って使用すること
(承認の取消し等)

第7条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、市長はその承認を取り消すことができる。この場合において市長は、がくとくん着ぐるみ貸出承認取消し通知書(様式第4号)により、その者に通知するものとする。この場合において、借受者が損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第8条 借受者は、着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品または相当の代価をもって賠償しなければならない。

(市の免責)

第10条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切の責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。